

# 大和市役所からのお知らせ

市街化区域内の農地を所有の皆様へ

# 生産緑地地区に指定しませんか



いつでもご相談ください

## 生産緑地地区とは

市街化区域内において緑地機能等が優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定めるものです。



▲生産緑地地区に設置された標識

生産緑地地区に指定されると、

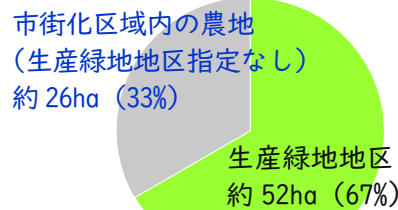
- ・農地等として管理する制限が課せられます。
- ・固定資産税等の優遇を受けられます。

(※) 制限や優遇の内容は裏面をご覧ください。

## 大和市の状況

大和市では、市街化区域内の農地約78haのうち、約67%が生産緑地地区に指定されています。

▼大和市内の生産緑地地区



令和2年度都市計画基礎調査を基に作成

## 都市の農地には大切な役割があります！

環境保全

雨水の保水機能

防災空地

火災時の延焼の軽減

農業振興

農業に対する理解の醸成

交流の場

市民農園

景観形成

市街地における貴重な緑

ご所有の農地を、生産緑地として保全しませんか？

指定のご相談 お電話でご予約の上お越しください

お気軽にお問い合わせください。

大和市役所 本庁舎4階

街づくり計画課 TEL:046-260-5443

農政課 TEL:046-260-5132



▲詳細はこちら

【相談時ご用意いただくもの】

相談地の地番がわかる資料

- 例
- ①登記事項証明書 (全部事項証明書)、②公図の写し、
  - ③固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 納税通知書 等

裏面も  
ご覧ください



## 制限

- ①農地等として管理してください。
- ②原則として、建築物の建築や宅地造成ができません。  
→指定の告示から30年経過又は主たる従事者の死亡等により市へ買取り申出をすることができます。申出から3か月経過すると制限が解除されます。

## 優遇

- ①固定資産税は、原則として、農地評価・農地課税。  
※生産緑地地区に指定されていない市街化区域内の農地等は、宅地並み評価・宅地並み課税。
- ②相続税等の納税猶予の適用が可能となります。

## 指定基準

まずはご相談ください！

- ①市街化区域内で、現在農林漁業の用に供されている農地等であり、今後も継続が可能であること。
- ②原則として、道路に2メートル以上接していること。
- ③300㎡以上の農地等であること。
- ④関係権利者の同意が得られること。



300㎡に満たなくとも、  
周辺の状況から指定が可能な場合があります。

## 指定までの流れ

指定申出が5月末を過ぎると、  
翌年以降の指定となります

